

## 一般社団法人日本病院薬剤師会 定款細則

### (入会等手続き)

- 第 1 条 正会員及び特別会員の入会、退会、変更に関する届出は所属の都道府県病院薬剤師会が定める方法で行う。ただし、本会に勤務する薬剤師はこの限りではない。
- 2 賛助会員の入会、退会、変更に関する届出は本会に直接行わなければならない。
  - 3 前2項による届出の本会会員名簿への登載・修正・削除は本会が届出を受理した日とする。ただし、新規会員の入会日は、必要に応じて届出をした日に遡及することができる。
  - 4 第1項の届出方法は可能な限り本会のシステムを選択するものとする。

### (会費)

- 第 2 条 定款第7条に定める会費は次のとおりとする。
- (1) 正会員会費 : 8,000円 (年会員)
  - (2) 特別会員会費 : 8,000円 (年会員)
  - (3) 賛助会員会費 : 一口20,000円 (年会員)
- 2 正会員、特別会員の会費の納入は所属の都道府県病院薬剤師会が定める方法で行う。ただし、本会に勤務する薬剤師はこの限りではない。
  - 3 賛助会員の会費の納入は本会に直接行わなければならない。
  - 4 第2項の納入方法は可能な限り本会のシステムを選択するものとする。

### (交付金)

- 第 3 条 本会は都道府県病院薬剤師会に交付金を支給することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は別に定める。

### (役員候補者)

- 第 4 条 役員候補者は次の者とする。
- (1) 理事 : 本会の業務に精通した者
  - (2) 監事 : 本会の業務に精通した者及び関係法令及び会計制度に精通した者

### (地区)

- 第 5 条 本会に別表1により区分された地区を定める。
- 2 地区内に地区会長を置く。地区会長は、地区内の都道府県病院薬剤師会会長の互選で選出する。
  - 3 新たに地区会長が選出された場合は、旧地区会長が速やかに新地区会長を本会に通知しなければならない。

### (全国地区会長会 (ブロック代表者会))

- 第 6 条 本会は必要に応じて諮問機関として全国地区会長会 (ブロック代表者会) を開催することができる。
- 2 全国地区会長会 (ブロック代表者会) の議長は1名とし、出席の地区会長の中から選出する。
  - 3 全国地区会長会 (ブロック代表者会) の協議事項は次のとおりとする。
    - (1) 理事会が付議した事項
    - (2) 地区会長が提出した事項
  - 4 本会の役員は全国地区会長会 (ブロック代表者会) に出席することができる。

(会務執行部及び委員会等)

第 7 条 会務執行部の所管事項は別表 2 に定める

2 委員会の所管事項は別表 3 に定める。

3 本会の目的の実現のため、理事会の補助機関として会務執行部、常置委員会以外の補助機関が必要な場合は、理事会の承認を得て、特別委員会、検討会等を設置することができる。ただし、当該補助機関の目的が達成された場合は、理事会の承認を得て解散するものとする。

(表 彰)

第 8 条 会長は本会の目的の実現に功績のあった者について表彰を行うことができる。

(助 成)

第 9 条 会長は会務の遂行に必要と認めた事項について助成を行うことができる。

(旅費)

第 10 条 会長は会務の遂行のために要した旅費を支給することができる。

(公傷見舞金)

第 11 条 会長は必要と認めたとき見舞金を支給することができる。

(慶 弔)

第 12 条 会長は必要と認めたとき慶弔を行うことができる。

(改廃)

第 13 条 本細則の改廃は総会において行うことができる。

附則

この定款細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条において準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 平成 26 年 2 月 15 日一部改正の本細則は、平成 26 年 4 月 1 日より実施する。

一部改正 平成 23 年 9 月 17 日  
一部改正 平成 24 年 6 月 23 日  
一部改正 平成 25 年 2 月 23 日  
一部改正 平成 26 年 2 月 15 日  
一部改正 平成 26 年 6 月 21 日  
一部改正 平成 29 年 2 月 18 日  
一部改正 平成 30 年 6 月 16 日  
一部改正 令和 7 年 2 月 22 日

別表 1 (第 5 条関係)

地 区	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県
北陸	富山県、石川県、福井県
東海	静岡県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、大阪府
中国四国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県
九州山口沖縄	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表 2 (第 7 条第 1 項関係)

部の種類	担当事項
総務部	事業の企画、会務の管理、庶務、渉外事務に関する事項 病院、診療所、介護保険施設の薬剤師に関する法制度等に関する調査研究及び企画立案に関する事項
財務部	予算、財産の管理、会計に関する事項
組織強化推進部	会員の増加対策、会員名簿の整備、病院、診療所、介護保険施設の薬剤師の待遇改善、都道府県病院薬剤師会との連携に関する事項
広報・出版部	会の活動及び方針の会員及び外部への広報活動、本会出版物の編集発行に関する事項
医療政策部	医療制度に関する事項 病院、診療所、介護保険施設の薬剤師に関わる診療報酬に関する事項

別表3（第7条第2項関係）

常置委員会	担当事項
薬剤業務委員会	薬剤業務改善のための調査研究及び企画立案に関する事項 医療連携に関する事項
医療安全対策委員会	医療安全に関する事項
医薬情報委員会	医薬品適正使用推進及び副作用回避に関する情報の収集、評価、提供に関する事項
臨床研究推進委員会	臨床研究を推進するための企画立案に関する事項
中小病院委員会	中小病院における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項
精神科病院委員会	精神科病院における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項
療養病床委員会	療養病床及び高齢者施設等における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項
診療所委員会	診療所における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項
生涯研修委員会	生涯研修に関する事項
専門薬剤師認定制度委員会	専門薬剤師認定制度の実施に関する事項
薬学教育委員会	薬剤師養成教育及び薬学生の病院実務実習受け入れに関する事項
学術委員会	学術発展のための調査研究に関する事項 病院薬局協議会／学術フォーラムの企画運営に関する事項
編集委員会	日本病院薬剤師会雑誌（日病薬誌）の編集発行に関する事項
国際交流委員会	外国病院薬剤師会との交流・親睦に関する事項 海外研修員の受け入れ及び派遣に関する事項
臨床研究倫理審査委員会	会員が実施する臨床研究の適正な実施のための倫理審査に関する事項
臨床研究利益相反マネジメント委員会	会員が実施する臨床研究の利益相反に関する事項
災害対策委員会	災害に対する本会の対策・対応等に関する事項
地域医療委員会	地域医療における諸課題の調査研究及び企画立案に関する事項